

議員定数等検討委員会の検討結果報告

令和5年11月27日に開催された議会運営委員会において議会運営委員会に「小委員会（議員定数等検討委員会）」を設置して、「議員の定数」「選挙区」「選挙区別の議員数」について検討し、令和8年3月を目途に議会運営委員会としての結論を出すことが決定された。
これまで「議員定数等検討委員会」を23回にわたり開催し、精力的に協議を重ね、この度、当検討委員会としての結論を得たので、その結果を下記のとおり報告する。

記

I 議員の定数について

議員の定数は、かつては地方自治法で人口規模に応じ上限が定められていたが、平成23年の法改正で法定上限が撤廃され、現在は、都道府県議会は自主的な判断のもとで、条例で定めることとされている。

1 議論の経過

本県の議員の定数は、鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（以下、「県条例」という。）において51人（本則50人，附則により51人）と定められており、委員会において以下の視点等から検討が行われた。

① 人口規模を踏まえた視点

人口減少が顕著となる中、本県においても議員の定数の改定があった平成23年統一地方選挙時の人口と比較すると、令和7年8月時点で約23万人減少している。

このことから、委員から「議員定数に対して一定の是正を行い、県民への説明責任を果たすことが必要であり、人口が同規模の他県との均衡から、条例本則を49人とすべき（県民連合）」との意見が出された。

一方、「人口比率だけで削減するという観点が果たして正しいのか。人口が減っている中でも、本県の地理的条件や県議会の果たすべき役割など変わらないものもある。他都道府県と比較したときに、議員一人当たりの人口は、全国中位に位置しており本県の総定数は多いとは言えない（自民党）」、「人口が減ったら議員も減らすということを決めてしまうことが良いことなのか。面積や離島配慮の観点からも検討すべきではないか（公明党）」、「定数を減らすことによって少数の意見が届きにくくなる（共産党）」などとして現行どおりの議員の定数を維持すべきとの意見が出された。

② 多様化・複雑化する地域課題への対応

人口減少や高齢化が進行する一方、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大することが見込まれる。

委員から「多様な地域の課題や県民の声を汲み取り、政策課題として取り上げ、地域社会のあり方を議論する議会の役割は今後、より重要になってくる（自民党）」として現行どおりの総定数を維持すべきとの意見が出された。

③ 離島・過疎地への配慮

本県は、南北 600 キロメートルにわたる長大な県域に、隔絶性の高い外海離島や平地に恵まれない半島など制約の大きい地理的条件の下、各地で多様な生活文化が育まれており、離島・過疎地域では人口減少や高齢化の進行が顕著であるほか、雇用の場の不足、身近な生活交通の不足など、依然として多くの課題を抱えている。

このような状況に鑑み、離島・過疎地域が抱える政策課題を取り上げ、県政に的確に反映させることができるように離島・過疎地に配慮する必要があることについて全会派等の意見は一致した。

④ その他の視点

《面積を考慮した視点》

参考人から「領域の広さ」など各地の事情を踏まえた検討の必要性について言及があり、委員からは「議員 1 人当たりの面積は全国で上位（13 位）に位置し、議員の活動範囲は広い（自民党）」として現行どおりの総定数を維持すべきとの意見が出された。

《その他》

- 委員から「都道府県議会では委員会において、専門的立場かつ十分な審査を行うこととされており、本県では 5 つの常任委員会に 10 名（1 委員会は 11 名）が割り振られ、これまで過不足なく審議がされている（自民党）」として現行どおりの総定数を維持すべきとの意見が出された。
- また、「議員定数を削減すべきとの県民の背景には①議員報酬や②議員の資質の問題がある。このため、議員としては県民所得を引き上げ、県民生活を向上させることや、議員同士が切磋琢磨し、県民の奉仕者として努力することにより、県民の議員の仕事に対する理解を深め、信頼を高めることが重要である（共産党）」との意見が出された。

2 検討の結果

委員長から、「現行通り、離島・過疎地への配慮も含め、総定数を 51 人として検討を進める」との提案があり、採決により、委員長提案のとおり検討を進めることで意見がとりまとめられた。

〔賛成 5 名（自民 4・公明 1）、反対 2 名（県民連合 2）〕※1

※1 採決については、共産党・無所属はオブザーバーのため加わっていない。（以下同じ）

Ⅱ 選挙区及び選挙区別の議員数等について

○ 都道府県議会の議員選挙区については公職選挙法(以下、「公選法」という。)第 15 条第 1 項において都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされている。

また、公職法第 15 条第 3 項において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるという、任意合区の規定も定められている。

○ 都道府県議会の議員選挙区については公職法第 15 条第 8 項において、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされている。

1 議論の経過

(1) 任意合区について

① 1人区解消

本県では現行制度において21選挙区中、11選挙区が1人区となっている。委員等から「複数人区とすることにより、多様な人材が政治に挑戦しやすい環境が整い、立候補者数の増加や無投票選挙の抑制につながる可能性がある」などの、1人区を回避し任意合区を必要とする意見が出された。(県民連合、公明党、共産党、無所属※2)

一方、「本県においては2人区も無投票当選となる割合が高く、合区して2人区とすることが無投票選挙の解消に繋がるとは必ずしも言えない。無投票選挙については、議員の成り手不足という別の要素も含まれているのでないか(自民党)」など、1人区解消のための任意合区に慎重な意見が出された。

② 一票の較差の是正

委員から「過度な較差拡大は政治そのものへの信頼の低下につながることから、選挙区の見直し等については、それぞれの選挙区の実情を踏まえつつ、段階的かつ、合理的に是正措置を講じることが求められる(県民連合)」として、一票の較差是正のための任意合区を求める意見が出された。

一方、「地域的なまとまりを基にした選挙区設定とのバランスが重要であり、現行の選挙区割で試算した一票の最大較差2.51倍は一票の較差が看過できないほど大きい状況とは言えない。また、公選法第15条第8項ただし書きの適用による検討も可能(自民党)」として1人区解消のための任意合区に慎重な意見が出された。(一票の最大較差は、ただし書き適用後、2.14倍となる。)

※2 報告書内の「無所属」について

無所属議員6名のうち、いぬぶし議員を除く5名の意見を集約したもの。いぬぶし議員については自民党と同意見

(2) 鹿児島市・鹿児島郡区の分区について

公選法第15条5項において、一の市町村にあっては、区の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合には、当該各区域を市町村の区域とみなすことができるとされ、本県では鹿児島市が該当する。

鹿児島市・鹿児島郡区の定数は17人であり、全国で最も多い状況にあり、令和5年統一地方選挙に向けた検討会において「中長期的な視点で検討すべき」との意見が出されていた。

今回の検討会においては、委員から「地域的なまとまり（地域の一体感）や制度的な安定性を考慮した場合、現時点において、鹿児島市の区域を分ける必要性は認められないと考える（自民党）」や「1区と2区で分けるとアンバランスが出るので単純には割れない（県民連合）」、「有権者が納得し得る分区の積極的な理由を見いだすことは困難（県民連合）」、「国と地方は違うものであり、国に左右されることが必要か疑問（公明党）」といった意見が出され、協議の結果、分区は不要ということで全会派等の意見は一致した。

(3) 議員の定数（条例の本則と附則の考え方について）

委員会において本則と附則の取扱いについて以下の意見が出された。

① 本則51人とする意見（県民連合、公明党・共産党、無所属）

- ・ 総定数は実質51人。本則51人として整理した方が県民に分かりやすい。
- ・ 県民は総定数を51人と認識しており、本則と附則の使い分けを意識していないのではないかと。
- ・ 公選法第15条第8項ただし書きを適用している都道府県のうち、全国で唯一、鹿児島県が附則で整理を行っている。附則は本来、人口減等による定数削減において、住民との合意形成の確保、政治的な妥協点として行使される意味合いがあると考えられる。当分の間として15年以上もの間、適用してきた経過を考えると「離島等配慮、地理的要因配慮」の捉え方を整理する時期にきており、議員定数は本則のみで決めていくことが望ましい。

② 本則50人・附則1人増とする意見（自民党）

- ・ 現行制度は平成23年の統一地方選挙に向けた検討において議論が重ねられた結果、1減となる西之表市・熊毛郡区に対し、離島・過疎地への配慮として附則で1増となったもの。

こういった西之表市・熊毛郡区を取り巻く地理的要件などに当時と大きな変化はなく、同地区への配慮が必要という判断が継続されるのであれば、敢えて制度を変更する必要はないものとする。

(4) 選挙区及び選挙区別の議員数等の案について

- ① 選挙区を設ける場合、「公選法では原則は一の市の区域とされていることから、現在の選挙区設定は、それぞれの地域から代表が選出できるよう検討されており、地域代表の確保が重要。一人区の解消や一票の較差の是正のための任意合区が必要な状況とは言えない（自民党）」として、自民党から本則50人、附則1人として、任意合区は行わず現行どおりとする案（別冊資料3のプランA）が出された。

条例本則は50人の人口比例とし、附則において、西之表市・熊毛郡区を1人増とするとともに、減員区となる日置市区、奄美市区を1人増とするとし、増員区となる鹿児島市・鹿児島郡区を2人減とする。

【公選法第15条第8項ただし書きの適用に係る「特別の事情」について】

〔西之表市・熊毛郡区〕

- ・ 西之表市・熊毛郡区は選挙区が海で隔てられているという地理的条件の中、選挙区別面積は県内で最も大きく、議員一人当たりがカバーする面積は県内で2番目に広く、現状においても議員の負担は大きい。
- ・ 西之表市・熊毛郡区において、現在進められている自衛隊施設の整備や屋久島と奄美の2つの世界自然遺産を活用した誘客促進などの取組は引き続き県全体として取り組む必要がある。
- ・ なお、屋久島空港では関東方面からの直行便が就航可能な滑走路延長事業が進められ、交流人口の更なる拡大や農林水産物等の迅速な輸送による地域経済の発展が期待される。
➡ 引き続き、離島・過疎地への配慮として1人増する必要がある。

〔日置市区・奄美市区〕

- ・ 令和7年10月1日時点の県推計人口を用い配当基数を算定すると各1となり、両市とも議員1人当たりの人口が4万人を超えることとなる。
この場合、議員一人当たりの人口が最小の選挙区との較差は、日置市が2.51と県内で最も高く、奄美市が2.46と2番目に高い。
➡ 引き続き、較差是正の観点からも1人増する必要がある。
(※ 一票の最大較差については、ただし書き適用後、2.14倍となる。)

〔鹿児島市・鹿児島郡区〕

- ・ 現行条例において、鹿児島市・鹿児島郡区の定数は公職選挙法第15条第8項のただし書きを適用し17となっている。
- ・ 令和7年10月1日時点の県推計人口を用い配当基数を算定すると19となるが、令和2年国勢調査結果の人口と比較し、著しい変化はない。
〔R2: 594,273人-R7: 580,293人=13,980人〕
➡ これまでどおり17が適当であると考える。

- ② 一方で、自民党以外の各会派等（県民連合、公明党、共産党、無所属）からは「1人区解消」や「一票の較差是正」のため任意合区・再編は必要であるとして、それぞれ案が出されたが、最終的に本則51人として「3つの任意合区と1つの再編※3」を行う案に集約された。（別冊資料3のプランB）

条例本則は51人の人口比例とし、減員区となる「日置市・いちき串木野市区」「西之表市・熊毛郡区」「奄美市区」を1人増とするとともに、増員区となる「鹿児島市・鹿児島郡区」を2人減、「始良市区」を1人減とする。

【公選法第15条第8項ただし書きの適用に係る「特別の事情」について】

〔日置市・いちき串木野市区〕

- ➔ 当該地域から選出される議員が減ることへの影響及び過疎地への配慮として1人増する必要がある。

〔西之表市・熊毛郡区〕

- ・ 離島であること、また選挙区内の面積が最も広く移動に時間を要する
 - ➔ 地理的要因から定数調整の配慮として1人増する必要がある。

〔奄美市区〕

- ・ 離島であること、旧名瀬市と旧笠利町が飛び地であること、議員一人当たりの人口が選挙区別で最も多い。
 - ➔ 地理的要因も含め定数調整の配慮として1人増する必要がある。

〔鹿児島市・鹿児島郡区〕

- ・ 配当基数を算定すると19となるが、議員一人当たり人口、較差も中位。人口減少が進む中、現行の17から2増やす理屈を見つけるのは困難
 - ➔ 現行の議員配当数17を維持

〔始良市区〕

- ・ 配当基数を算定すると3となるが、人口に前回と大きな変化はない。
 - ➔ 現行の議員配当数2を維持

- ③ 協議を進める中、21選挙区中、任意合区や再編を行わない14選挙区については現行どおりで全会派等の意見は一致した。

2 検討の結果

「選挙区」及び「選挙区別の議員数」、並びに附則の条例の定め方については、採決により、自民党提案（別表3プランA）のとおりとすることで意見がとりまとめられた。

〔プランA賛成4名（自民4）、プランB賛成3名（県民連合2・公明1）〕

※3 「3つの任意合区と1つの再編」

任意合区：「日置市区」と「いちき串木野市区」、「南さつま市」と「枕崎市区」、
「薩摩川内市区」と「薩摩郡区」を合区

再編：「伊佐市区」「始良郡・霧島市区」を「伊佐市・始良郡区」「霧島市区」に再編

Ⅲ その他

1 その他、議論された事項

(1) 委員会の公開について

委員会の公開については、令和5年度第1回検討委員会において取扱いを協議し、非公開とした上で、委員会終了後、委員長が報道機関の求めに応じ、取材対応を行い、経過を説明することで意見は一致した。

令和7年度の検討委員会では改めて委員等から「県民にしっかりとどんな議論がされているか知ってもらうことが大事であり公開すべき(県民連合)」や「県民がわからないまま物事が進まない状況から脱却するためにも積極的に公開すべき(共産党)」、「ライブ中継を行っている県もある。議論の内容を県民に示すためにも全公開でお願いしたい(無所属)」との意見が出された。

一方、「自由闊達な意見を、討論を行えるよう非公開とした取り決めに尊重する(自民党・公明党)」との意見も出された。

委員会の公開については、採決により当初決定した取扱いどおりとすることで意見がとりまとめられた。

〔非公開5名(自民4・公明1)、公開2名(県民連合2)〕

なお、次期については、公明党から「県民の理解を進め、議論の透明性を図るために、検討委員会をフルオープンにすること」を求める意見があった。

また、県民連合からも「議員定数等検討委員会を立ち上げるのであれば、公開を原則にするなど議論の経過がつまびらかにされる委員会とすること」を求める意見があった。

(2) 協議の進め方(検討する順番)について

具体的な協議に先立ち、協議の進め方について議論が行われた。

協議の進め方について委員から「全体の人口が減っている中で、全体数をそどうするのかをしっかりと決めて議論を進めることが大事であり、最初に議員の定数、次に選挙区、最後に選挙区別の議員数の順に協議すべき(自民党)」との意見が出された。

一方、「選挙区と選挙区別の議員数は明確には切り離せないと考えるが、まずは議員の定数から協議すべき(県民連合)」、「合区を含めた区割りを検討し、その新たな区割りによる選挙区の人口から総定数を導きだすべきである(無所属)」との意見も出された。

協議の結果、最初に「議員の定数」、次に「選挙区」、最後に「選挙区別の議員数」の順で協議を進めることについて委員の意見は一致した。

その後、協議を進める中、「選挙区」及び「選挙区別の議員の数」等については一体となって協議を進めることとなった。

(3) 前回報告の参考意見への対応について

令和3年度の検討結果報告において、今後さらに検討を深めてもらいたい事項として付された参考意見についての対応は以下のとおり

① 次回の検討は令和5年一般選挙後、速やかに始めるよう努めることとする。

➡ 令和5年12月に検討委員会を設置し協議を開始

② 学識経験者等の有識者等により構成される検討する場も設置し、本県議会が果たすべき役割やあり方、また議員定数のあり方等について助言をいただくよう努めることとする。

➡ 委員から「第三者委員会を設置して多角的な視点で委員会を進めたい(県民連合)」、「当事者ではなく第三者の方々に鹿児島県の議会のあり方とかを御検討いただいた方が良い(無所属)」との意見が出された。

一方、「議員定数は、法改正により議会(条例)で定めることとなった。第三者委員会の設置を問わずとも、外部意見聴取の実施のあり方をより充実させ、議会が判断することで良いのでは(自民党)」との意見があった。

採決により有識者等により構成される検討する場を設置しないことで意見がとりまとめられた。

〔設置する2名(県民連合2)、設置しない3名(自民3)〕

なお、公明党からは「(次期については)第三者委員会を設置して、議員以外で参考意見をとりとまとめ、それらを基に議論すること」を求める意見があった。

➡ 参考人招致については、参考人として学生を加え、若い世代の声を拾うこととしたほか、学識経験者をこれまでの1名から2名に増やし、専門的な観点からの意見を多く求めることとした。(別冊資料4参照)

③ 「西之表市・熊毛郡区の特例の取扱いについては、令和5年一般選挙後に、ひとまず白紙に戻し、十分な協議に努めることとする。」

➡ 白紙に戻し、改めて協議を行い、西之表市・熊毛郡区については、引き続き配慮が必要とのことで全会派等の意見は一致した。

2 令和7年国勢調査の速報値について

今回の検討にあたっては、令和7年10月1日時点の県推計人口を用いていることから、令和8年5月末に公表予定の令和7年国勢調査の速報値を確認する必要がある。